

## 明治期の福岡県における産婆教育の実態 ～産婆に関する法制，産婆数の変遷から～

緒方 妙子\*

### 要 旨

今日の我が国の職業化された「お産」介助者は「助産師」であるが、この助産師制度は明治以降、諸々の近代化政策の発展過程の中で成立している。助産師制度の萌芽期の実態を鮮明にすることは、現在の助産師職そのもののもつ性質や意味を知ることでもあり、未来の方向性を考えていくことにも繋がると考える。

本稿では、明治期の福岡県における産婆教育の実態を、全国的な流れを踏まえながら、福岡県の法令（「穩婆仕業取締之事」明治5年8月、「醫師産婆鍼灸治規則」明治14年11月、「産婆取締規則並附録心得」明治19年11月、「産婆組合規則」明治19年11月、「産婆規則施行細則」明治33年2月、「産婆試験規則施行細則」明治33年2月、「産婆試験問題及採点法」明治33年4月、「福岡縣産婆養成所規則」明治34年3月）、及び福岡県産婆現在数の統計などから明らかにすることを試みた。

キーワード：産婆教育史，明治時代，助産師制度，萌芽期，福岡県

### はじめに

今日の我が国の職業化された「お産」介助者は「助産師」であるが、この助産師制度は明治以降、諸々の近代化政策の発展過程の中で成立している。明治時代の産婆教育の実態に関しては残されている史料は少ないが、制度の萌芽期の実態を鮮明にすることは、現在の助産師職そのもののもつ性質や意味を知ることでもあり、未来の方向性を考えていくことにも繋がると考える。

そこで本稿では、明治期の福岡県における産婆教育の実態を、全国的な流れを踏まえながら、福岡県の法令、産婆数の変遷などから明らかにしていきたい。

#### 1. 近代以前の産婆

柳田国男の「産婆を意味する方言」<sup>1)</sup>で、その語彙から産婆の機能が考察されている。

大和北葛城郡、美濃山縣郡のトリアゲババ、常陸上野等コトリババから「トル」に採用、家族の一員に加えるという機能を考察している。秋田県岩手県のコナサセの「ナス」は産むこと、子をナサせる女、又鹿児島、宮崎県のコズエババの「スエ」は手に取りすえる、つまり「生存の承認」を意味していたのだろうと推察している。

鎌田久子は、「産婆—その巫女的性格について」<sup>2)</sup>で、柳田の研究を受け、産婆の役割・機能や性格についてさらに詳しい分析を展開している。「産婆の名称、あるいは生児との関係をみると、各地で産婆と言われている者には二通りの産婆がある。その一つは単に技術を要する、いわゆる職業的産婆であり、無事出産すればそれで縁の切れてしまう者である。他の一つは何らかの形で生児との関係を有す

\*九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科

るものである。前代のトリアゲババには、この形式をとる者が多い。後者はさらに二つに分けられ、その一は実際に助産し、生児との連帯感を有していく者。その二は直接手を下すにしてもある限られた仕事だけとか、あるいは出産には立ち会いが、助産はしないものである。…出産に立ち合いながら手を下さないトリアゲババは、何の為にこの場に臨むのであろうか。…何らかの形において生児との関係、直接的関係をはなれた呪力を持つ関係において、この場に臨んだのではなかろうか。即ち産神の司祭者あるいは産神の憑代となる巫女的性格を持つ者といってよいかもしれない。」と整理し、前代の「産婆」には「呪力を持つ人」としての役割や機能を指摘している。このように産婆は産育習俗や民俗学の分野で関心が寄せられているが、専門医療職のイメージは全くなかった。

近代以前の産婆は経験の伝承や見習いによってその知識、技術が伝達されていたにすぎず、その水準は極めて低いものであった。村落部では、出産時の近隣の相互扶助の中から、経験が豊富でその家庭の事情をよく知っている、頼みやすい年長の婦人が産婆役に選ばれていた。又生まれた子と擬制の親子関係を結んで宮参りにいたり、子供の婚礼につきそったり、産婆が死ぬば子供が葬式の世話をしたりして、産婆と一生の交際をつづけるという慣習の地方は多く、この関係を結ぶのにふさわしい相手として産婆が選ばれていた。

## 2. 産婆の免許制度確立の流れ

分娩介助を行う産婆は、江戸時代に於いて、殊に人口の多い都市部では既に職業化していたが、産婆に関する資格や養成の制度はなかった。<sup>3)</sup> 明治元年(1868)12月7日、明治政府は医学振興(医師制度)に関し太政官布達<sup>4)</sup>を行っている。産婆に関しても12月24日、太政官布達により、産婆の売薬、墮胎の取扱い

を禁止した。<sup>5)</sup> 医師や産婆に対して、その業務の重要性について、当時導入された西欧医学に基づいて、早急に改善の必要性が検討され、教育・資格認定・業務内容の改善などが法制化され始めた。明治7年(1874)8月18日、文部省より東京・大阪・京都の3府を対象とした「医制」76条が交付され、翌8年5月14日改正を行った。産婆資格、職分の規定は「医制」中、第50条から52条<sup>6)</sup>に定められ、今後の産婆の教育・資格・業務の基本方針を明らかにし、産婆の業務を医師と区別した。そのため、これまで経験的に業務を行ってきた産婆は、「従来営業産婆」として履歴調べや、技術を検査する方法で資質認定をし、凡十年間と限定して仮免状を与えた。緒方正清によると、「明治8年は産婆免許規制発布、我国産婆制度の始めである」<sup>7)</sup>と記している。

明治9年、大阪府病院では全国にさきがけて産婆教育を開始した。<sup>8)</sup> 緒方正清は「明治9年大阪医学校が産婆鑑札を発行、これは産婆免許の始めである」<sup>9)</sup>と記している。明治9年(1876)9月東京府立病院内に産婆教授所<sup>10)</sup>を開設、技術の教授と試験の上、仮免状を下付することを布達した(明9.9.14布達甲九四)。新たに産婆営業するものの養成と既に開業しているものの再教育も行った。産婆教育の本格的な開始は明治9年以降と考えられる。<sup>11)</sup>

明治10年(1877)内務省衛生局は産婆営業免許状の書式を定め、様式を統一し(内務省免許)、以後「医制」によって産婆業を免許制とし、一定の資格のある者に限って免状を与え、免状を受けない者は開業してはならないと通達した。<sup>12)</sup> この時期の地域差は大きく、これら医制の全国一律の実施は困難であり、3府以外の地方は各地方庁に委ねられた。そのため産婆に関する規定も各県でまちまちであったが、産婆の教育は着実に推し進められ

て行き、次第に全国的に統一されていった。

「医制」発布から25年後の明治32年(1899)7月19日、全国的な統一法規としての産婆規則(勅令第345号)20条<sup>13)</sup>が公布され、満20歳以上での登録、1年以上の産婆学を修業しないと試験が受けられない旨明示された。これに伴い同年9月6日産婆試験規則(内務省令第47号)及び産婆名簿登録規則(内務省令第48号)が定められ、各地方長官が試験と登録を管理することとなった。産婆の新規営業は、原則として産婆試験の合格者と限定された。伊藤隆子は「ここに初めて産婆を業とする人達に対する免許制度が確立し、全国的なレベルで資質水準の統一が図られた」と記している。<sup>14)</sup> 明治43(1910)年5月5日、産婆規則改正(勅令第218号)により内務大臣の指定した学校または講習所を卒業したものは無試験で産婆登録ができるようになり、また明治45(1912)年6月18日、内務省令第九号「私立産婆学校産婆講習所指定規則」により、この指定の許可をうけた学校の卒業生も無試験で名簿登録できるようになった。<sup>15)</sup>

緒方正清が大正3年に調査したところ、各府県における産婆養成所は37県127校であった。<sup>16)</sup> 但し福岡県の学校は一校も取り上げられていないので、この数は全国の全ての学校

数を表しているわけではない。福岡県の場合、福岡県立産婆養成所(明治34年開所後、明治39年入所生ままでで廃止)後を受けて明治41年開所された私立福岡産婆養成所<sup>17)</sup>と、明治40年開設の森下産婆学養成所<sup>18)</sup>、明治41年開所の福岡産婆看護学校教習所<sup>19)</sup>、大正2年開設の九州帝国大学医科大学附属産婆養成所<sup>20)</sup>は存続していたと考えられる。緒方正清の調査した127の学校を見てみると、養成数はほんの2,3人と思われる所から数十人規模と思われるものまでであるので、学校数だけで判断するのは危険ではあるが、設立年月から辿ってみると明治10年代は3校、明治32年の「産婆規則」公布の年までに40校、明治45年の「私立産婆学校産婆講習所指定規則」が出された年までに109校と急増発展している。

大正3年12月に於いて、明治45年の内務省令指定規則により指定の許可を受けた官公私立の産婆学校は9ヶ所(表1)であるので、全国的な学校の充実は此後を待たねばならないが、学校の模範がこの段階で明確に示されたこと<sup>21)</sup>、又旧産婆(旧来産婆業を行っていたものが教習を受けて簡易な試問により県の仮免状を得た者：乙種免許)と新産婆(産婆としての学校教育を受け、西洋医学を修得し、産婆試験に合格し、内務省の免状を得た者：甲

表1 内務省指定産婆学校 (大正3年12月)

校名	設立の種類	指定年月日
東京帝国大学医科大学附属産婆講習科	官立	大正1年 8月 7日
京都帝国大学医科大学附属産婆養成所	官立	大正1年 8月 7日
九州帝国大学医科大学附属産婆養成所	官立	大正2年 4月 7日
緒方助産婦教習所	私立	大正2年 9月12日
京都産婆学校	私立	大正2年 9月12日
京都府医学専門学校附属産婆教習所	公立	大正2年 9月12日
財団法人私立岡山県衛生会産婆看護婦学校	私立	大正2年 10月23日
新潟医学専門学校産婆養成所	官立	大正3年 8月 1日
東京産婆講習所	私立	大正3年 10月15日

緒方正清『日本産科学史』1918より

種免許)の割合が表2のようにこの時期を境目にして逆転していることなどから、明治32年の産婆規則、産婆試験規則、産婆名簿登録規則による免許制度の確立後、着々と学校

の充実が図られ、新産婆養成が増えていったので、新産婆の教育体制としての基盤は、明治期に整備され、大正初期にはほぼ確立したと見なしてもよいであろう。

表2 資格別 産婆数の推移 (明治32年～昭和10年)

	試験及第	従来開業	現地開業	指定学校 講習所卒	合計
明治32	24	8,530	401		8,955
33	228	23,533	1,329		25,090
34	823	22,968	1,664		25,455
35	1,539	22,389	1,781		25,709
36	2,247	21,877	1,835		25,959
37	3,223	21,313	1,684		26,220
38	4,031	20,712	1,255		25,998
39	5,123	20,064	1,195		26,382
40	6,132	19,316	1,229		26,677
41	7,130	18,568	1,259		26,957
42	8,252	17,741	1,224		27,217
43	9,501	17,061	1,109		27,671
44	10,871	16,359	1,129		28,359
大正 1	12,441	15,705	1,229		29,375
2	14,309	14,517	1,208		30,034
3	15,753	14,132	1,140	23	31,048
4	17,618	12,989	1,090	148	31,845
5	19,358	12,319	985	178	32,840
6	21,274	11,707	1,047	267	34,295
7	22,421	10,560	971	396	34,348
8	24,020	9,839	930	446	35,235
9	25,288	9,375	856	536	36,055
10	26,371	8,741	882	663	36,657
11	27,874	8,249	851	740	37,714
12	30,210	7,463	888	949	39,510
13	32,647	7,166	756	1,138	41,707
14	33,935	6,825	725	1,392	42,877
昭和 1	36,297	6,028	729	1,722	44,776
2	37,878	5,425	649	1,948	45,900
3	38,681	4,851	616	2,151	46,299
4	40,819	4,410	557	2,613	48,399
5	42,586	4,249	533	2,944	50,312
6	44,787	3,932	484	3,334	52,537
7	46,741	3,724	439	3,751	54,655
8	48,563	3,397	454	4,176	56,590
9	50,081	3,219	469	4,501	58,270
10	51,157	2,989	459	4,955	59,560

出典：小林隆ほか監修『母子保健ノート』1972, p. 68より作成

### 3. 明治期の福岡県に於ける産婆に関する法制

#### 県布告

福岡県に於ける産婆取締規則の嚆矢であり、

#### 1) 「穩婆仕業取締之事」 明治5年8月福岡

その全文を以下に示す。

1. 穩婆之業體者 人命ニ關係シ 主而大切ナルモノニ候處 中ニハ兼而依托ヲ受居候而モ容易ニ産家之招ニ不應 或者相違等ニ而其期ニ後レ 母子之爲ニ困難不少哉ニモ相聞 不心得之事ニ候以來者速ニ招ニ應ジ 若亦差合候節ニ者手代リニ而モ差遣シ 即時取生之手當行届候様 厚ク心掛可申 且其居所誰ニ而モ知レ易キ様ニ 平生以テ入口ニ雛形之如ク掛札可致置候事
1. 出産之小兒ヲ穩婆ニ打任セ置候ヨリ 其取扱方精粗有之 就中盛夏ニ綿子ヲ着セ 或者綿ヲ以頭ヲ覆ヒ胎熱蒸氣ヲ閉塞サセ 種々之病症ヲ醸成シ 遂ニハ人命ヲ損害スルニモ立至リ 以之外之事ニ候 隱婆タルモノ右等不養育之儀有之候而者不相濟候條 萬端醫師ニ承合セ 精々保護可致且又父母タルモノモ能々隱婆之人撰イタシ 不慈之名ヲ不受 無緩養育肝要之事ニ候<sup>23)</sup>

出産を介助する産婆は人の命にかかわる大切な仕事であるが、中には依託をうけながら出産の時間に合わず、母子の安全性にも差し障るような不心得な事もあるようなので、産婦の要請には速やかに応じ、又そのための手配をきちんとするようにと通達している。又出生後の児を無思慮に産婆に任せているが、その取り扱いが不適切な為病気をもたらし、命まで危ぶませることもあり、以っての外的事である。産婆はこのような養育をしてはならず、医師にいろいろ承って心して保護致し、且つ父母も産婆の人選を慎重に行つて養育をしっかりとするようにとの達しである。当時の産婆が新生児に対してどのように扱っていたかがありありと察せられる達しであるが、新生

児の生理をよく知った上での「扱い方」というよりは、慣習による「扱い方」で、季節による考慮等なされていなかったのであろう。乳児死亡率の国際比較は、明治33(1900)年頃からの資料<sup>23)</sup>でしか推察できないが、それによると、日本、イギリス、フランス、アメリカの4カ国の中で日本は、明治、大正、昭和初期の頃までかなりの差をもって一番高かったというデータがあり、ましてその30年ほど前の明治初期においては、上の達しのような状況は日常的であったと思われる。当時の産婆は母子の安全性についての貢献性は少なく、ことに乳児保護の側面においては悪弊さえあるという状況があったことが推察され、産婆の質改善は急務とされていたと言えよう。

#### 2) 「醫師産婆鍼灸治規則」 明治14年11月19日、本縣甲第112號布達

甲百十二号

醫師産婆鍼灸治規則左之通相定候條此旨布達候事

明治十四年十一月十九日

福岡縣令 渡邊國武

醫師産婆鍼灸治規則

第一章 醫業規則 内外科及ヒ産科眼科齒科整骨科ヲ云フ

(第一條~第十九條 省略)

第二章 産婆並鍼灸治規則

- 第廿條 産婆タラント欲スルモノハ師家ノ證書ニ履歷書ヲ添ヘ願出免許鑑札ヲ受クヘシ 但年齢ハ三十年以上タルヘシ
- 第廿一條 鍼灸治療ハ從來免許ノモノニ限り新ニ開業スルヲ許サス
- 第廿二條 産婆妊娠者ヲ受持タルトキハ明治十三年本縣甲第八十六号達ニ據リ届書ヲ其町村衛生委員ニ差出スヘシ
- 第廿三條 産婆ハ産婦ニ對シ器械の手術ヲ施シ又ハ方藥ノ指圖ヲ爲スヲ得サルハ勿論食餌禁忌等ニ付無稽ノ説ヲナス可ラス
- 第廿四條 鍼灸治業ノ者ハ醫師ノ受持アル患者ニ該醫師ノ差圖ヲ受ケシテ私ニ施術ヲナスコトヲ許サス
- 第廿五條 他管下ニ轉籍寄留スルトキハ其旨郡區役所ニ届出テ管内他ノ郡區ニ轉籍寄留スルモノハ第一章第六條ニ準スヘシ
- 第廿六條 免許鑑札ヲ毀損紛失シ或ハ改姓名又ハ他管轉籍及廢業禁止死亡等ノ節ハ第一章第十九條ニ準スヘシ

医術の開業免許に関する事項と共に産婆の免許制についても通達された。明治7年の「医制」で示された内容が地方の福岡県では明治14年に通達されていることになる。「医制」では新たに免状を申請する産婆の年齢は「40歳以上」としていたが、明治14年の福岡県の布達では産婆になろうと願ひ出る者は「30歳以上」となっている。「医制」にあった「婦人小児ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ」の部分はこの法令にはない。又、「医制」での証書は産科医より出す実験証書(平産10人難産2人)と明記されているが、ここでは「師家の証書」とあるのみで内容は明記されていない。地方では産科医が得られなかった為と思われる。又産婆が受け持った妊婦を其の町村衛生

委員に届出ること、産婆の器械的手術や方薬の禁止、食餌の禁忌等、無稽の説を指導しないように等を通達している。

当時、免許申請をした者は本免状として扱われていたようである。というのは福岡県の産婆に関する統計(表3)が明治16年から記録されているが、そこでは明治16年12月31日現在の産婆総数が1318名で、内訳の欄では全て本免状の欄に記載されている。しかし、明治18年の統計を見ると、産婆総数1468名で、本免状の欄は空白、仮免状の欄に1468名と記されている。明治19年の統計で初めて、本免状の者が福岡区に1名と表記されている。産婆免許制になったばかりの頃の混乱は衛生統計表からも読み取れる。

3) 「産婆取締規則並附録心得」 明治19年11月12日、縣令第29號

◎縣令第二十九号

産婆取締規則並ニ附録心得左之通相定ム

但明治十四年十一月本縣甲第百十二号布達ヲ廢ス

明治十九年十一月十二日 福岡縣知事 安場保和

産婆取締規則

第一條 内務省若クハ本縣ノ許可ヲ得其免許鑑札ヲ所持スル者ニ非サレハ産婆ヲ爲スヲ得ス

但免許鑑札ハ貸借讓與ヲ爲スヲ許サス

第二條 産婆ハ豫テ修業シタル手術若クハ藥品ト雖モ猥ニ使用スルコヲ許サス

第三條 産婆ハ左ノ雛形ニ倣ヒ標札ヲ門戸ニ掲クヘシ

標札雛形 第四條 本則ニ違背シタルモノハ違警罪ノ刑ニ據リ罰セラルヘシ

曲尺三尺

曲尺一尺

内務省又ハ福岡	何國	何郡	何町
縣免許		區	村
産婆	何	ノ	誰

第四條 本則ニ違背シタルモノハ違警罪ノ刑ニ據リ罰セラルヘシ

附録心得

第一 産婆ハ盲聾啞ノ疾患ナキ女子ニシテ年齢滿二十年以上ニ非サレハ之ヲ許サス

第二 内務省ノ免許鑑札ヲ得ント欲スル者ハ師家ノ授業証書ニ修學履歷書ヲ添ヘ郡區役所ヲ經テ試験ヲ願出ツヘシ

第三 本縣ノ免許鑑札ヲ得ント欲スル者ハ師家ノ授業証書ニ修學履歷書ヲ添ヘ郡區役所ヲ經テ免許鑑札ノ下附ヲ願出ツヘシ

但履歷調査ノ爲メ業術上ノ試問ヲ遂タルモノトス

(後に「第二第三ノ試験及試問ハ毎年二月五月八月十一月ニ於テ之ヲ行フモノトス」が付け加えられた。)

第四 附録心得 第二ノ試験科目ヲ定ムル左ノ如シ

第一科 豫備論

第二科 平常妊娠論

第三科 順産論

第四科 正規ノ産褥及哺乳論

- 第五科 妊娠経過中ノ異常ノ論  
第六科 分娩経過中ノ異常ノ論  
第七科 産褥期及哺乳期中ニ起ル障害ノ論  
第八科 産婆ノ用ヒテ可ナル藥物ノ用法及行ヒテ可ナル手術  
但問題ハ一科一問宛トシ其應答筆記ノ時限ハ毎題二時間トス
- 第五 本縣ノ免許鑑札ヲ得ント欲スル者ハ總テ本縣衛生課ニ於テ編纂シタル産婆手引草ニ據リ其授業ヲ受クヘシ  
但業務上ノ試問ヲ爲スモ總テ本文ノ書冊ヲ用ユルモノトス
- 第六 試験落第者及業務試問應答未熟ニシテ免許鑑札ヲ得サル者ハ六ヶ月ヲ經ルニ非サレハ再願ヲ爲スヲ得ス
- 第七 妊娠者又ハ死産ヲ診察シタルトキハ豫テ布達セル處ノ制規ニ據リ届書ヲ其家人ニ交附スヘシ
- 第八 内務省ノ免許鑑札ヲ所持スル者他府縣ヘ轉籍寄留開業セント欲スルトキハ郡區役所ヲ經テ其旨届出ツヘシ  
但他府縣居住ノ者本縣内ヘ轉籍寄留シタルトキハ免許鑑札寫ヲ添ヘ本文ノ手續ヲナスヘシ
- 第九 本縣ノ免許鑑札ヲ所持スル者他府縣ヘ轉籍寄留開業セント欲スルトキハ其旨ヲ記シ免許鑑札ヲ添ヘ郡區役所ヲ經テ添書ヲ願出ツヘシ  
縣内他ノ郡區ヘ轉籍寄留開業セント欲スルトキハ甲郡區役所ヘ其旨届置乙郡區役所ヲ經テ届出ツヘシ  
郡區内甲町村ヨリ乙町村ヘ轉籍寄留開業セント欲スルトキハ郡區役所ヲ經テ其旨届出ツヘシ  
但他府縣ニ於テ免許ノ者本縣ヘ轉籍寄留開業セント欲スルトキハ原籍管廳ノ添書ヲ以テ出願免許ヲ受クヘシ
- 第十 免許鑑札ヲ毀損紛失スルカ或ハ氏名ノ變換又ハ他府縣轉籍寄留及廢業禁業死亡等ノ節ハ直ニ書換又ハ返納ノ手續ヲ爲スヘシ

この規則になつてはじめてその第1條で内務省免許について触れている。産婆業は免許鑑札の標札雛形を門戸に掲げていないと営業できないこと、又違背の場合刑法に触れることまで通達し、その管理の徹底、取締の強化策が窺われる。この法令での免状要件の証書は「師家の授業証書」となっており、明治14年の規則にあった「師家の証書」より學術を深める表現になっている。

附録心得に於いて、内務省免許要件の試験科目8科目が明記されている。試験問題は各科より一問宛、各題の応答筆記の時間は2時間で行われたようで、全部で16時間にも及ぶ試験時間だったようである。

又県免許取得を希望する者は本県衛生課編纂の『産婆手引草』<sup>24)</sup>で授業を受け、試問もこの本を用いた内容がなされたようである。試験や試問の落第者は6ヶ月を経なければ再願できないようになっている。妊娠者又は死産を診察した場合には届書を家人に交付しなければならぬ事や、産婆が他府県への転籍寄留して開業しようとする時の届出や手続き

について、又免許鑑札の紛失、産婆の廢業や死亡についても届出る旨達せられている。

又この法令では、産婆の年齢が満20歳以上に改められている。産婆の年齢基準は、明治7年の「医制」では40歳以上、又5年前の明治14年の福岡県での規則では30歳以上であった。それは、従来産婆業を営んでいるものに対し、医家の証書等の条件は付けるものの基本的な學術試験を行わないまま免許証を与えるという方針であった為、経験重視の年齢基準となっていたものと思われる。しかし、明治19年のこの規則から満20歳という基準にしているのは、たとえ県免許による免許を受けるものであっても第五、六條で示されているように、県編纂の『産婆手引き草』の授業を受け、その試問応答に及第することを条件とするようにしてきたためであろう。試験及第の必要のある産婆を多く養成していくという観点から年齢基準がこのように改正されてきたものと思われる。また「医制」發布から12年経っており、学校教育で新しい教育を受けた若い新産婆も少しずつ増え出してきた頃でも

あるので、産婆の開業資格年齢基準も必然的に若くなってきたものと推察される。

#### 4) 「産婆組合規則」 明治19年11月17日、縣令第34號

##### ◎縣令第三十四號

産婆組合規則左ノ通相定メ明治廿年一月ヨリ施行ス  
明治十九年十一月十七日 福岡縣知事 安場保和

##### 産婆組合規則

- 第壹條 産婆ハ左ノ各項ヲ履行センカ爲メ組合ヲ設ケ少ナクモ一年四回以上集會ヲナスヘシ
- 一 業術上諸般ノ研究
  - 二 營業上ニ關スル規則ノ研究
- 第貳條 組合區畫ハ郡區長ノ指定スル所ニ從フヘシ
- 第三條 組合區畫内居住ノ産婆ハ其組合ニ洩レ又ハ故ナク集會ニ出席セサルヲ得ス  
但甲ノ組合地居住ノ産婆ニシテ乙ノ組合地ニ轉籍寄留スルカ又ハ新ニ開業シタル者ハ其所在ノ組合ニ加入シ其集會ニ出席スヘシ
- 第四條 開業醫師中ニ於テ相當ノ人物ヲ撰ミ會頭トシ集會當日必ス出席ヲ乞ヒ主トシテ第一條第一項ノ研究ニ係ル諸般ノ教示ヲ受クヘシ  
但本文醫師ヲ撰ミタルトキハ郡區長ノ承認ヲ受クルヘシ  
尤モ郡區醫ノ設ケアル地方ハ別ニ醫師ヲ要セス
- 第五條 業術上ノ研究ハ必ス先ツ本縣藏版ノ産婆手引草ヲ用ユヘシ
- 第六條 産婆修業中ノ者集會場へ出席センコトヲ乞フトキハ組合産婆ニ於テ之ヲ拒ムヲ得ス
- 第七條 集會ニ參届其他必用ノ手續ハ規約ニ於テ之ヲ定メ郡區長ノ認可ヲ受ケ履行スヘシ
- 第八條 集會當日ヨリ一週日前ニ集會場所及月日ヲ記シ戸長ヲ經テ縣廳へ届出ツヘシ
- 第九條 組合集會ニ要スル總テノ費用ハ其組合産婆ノ自辨タルヘシ

この規則によれば、明治20年1月から産婆は、組合を設けて年4回の集會を開くようにと規定している。組合區画は郡區長の指定した範囲で、そこに居住の産婆は洩れなく出席しなければならないこと、開業医の中から郡區長の承認を得た相当の人物を會頭として選び、集會日に業術上の研究に係わる教示を受けること等が記されている。

法令により産婆組合を結成させ、その目的を(1)業術上の研究、つまり新しい西欧医学に基づいた産科学の学習と、(2)營業上に関する規則の研究、つまり法規の遵守のための学習とし、郡區長管理の下に運営させているのは、近代化促進政策の下、法治国家の中での医療専門職としての産婆業をはやく確立させていかんがための一つの社会教育的手段であったと思われる。

新潟県の場合、明治9年9月14日の内務省衛生局の「産婆の件布達」に基づいて、同年9月18日、新潟県布達が出され、従来の旧産

婆に対して、西洋医学に基づく助産学の補習講習を新潟病院で開始している。<sup>25)</sup> また、明治14年から新潟医学校付属産婆教場を設置し、1年半課程の新産婆養成が始められた。<sup>26)</sup> 明治17年10月28日に「産婆取締規則」、明治21年4月11日に「産婆試験規則」が定められ、明治22年5月14日「産婆組合手続き」<sup>27)</sup> がだされている。新潟県の産婆組合の目的には、学術研究や規則講究の他に「知識ヲ交換シ陋習ヲ矯正スルコト」があげられている。組合加入の義務付けや年6回以上の集會、郡市長の管理、集會当日衛生官吏の臨監などの規定は、福岡県の規定と類似したものとなっている。

#### 5) 産婆規則 (明治32年勅令) の福岡県での展開

全国的統一基準の産婆規則(勅令第345号,M32.7.19)を受けて、明治33年2月25日、福岡県令第15号「産婆規則施行細則」と、福岡県令第16号「産婆試験規則施行細則」が發布された。その要旨は、(ア)産婆名簿登録を願出する



ものは、試験合格証書の写しを添えて、市町村長の奥印を受け、所轄郡市役所を経由して県庁に提出すること、(イ)産婆規則以前の内務省又は地方庁の免状や鑑札を受け現在営業しているもので登録を受けようとするものは、6ヶ月以内に市町村長の奥印を受け、所轄郡市役所を経由して県庁に出願すること、(ウ)産婆名簿に登録済みの者は標札を門戸に掲ぐべきこと、(エ)産婆の轉居又は改氏名、廢業、失踪、死亡、其他登録事項に異動が生じた時にはその旨出願すべきこと、(オ)産婆試験は毎年2回施行し、受験しようとする者は、毎年2月、8月中に、市町村長の奥印を受け、所轄郡市役所を経由して県庁に出願すること、(カ)試験中1科以上欠席した場合には次期でなければ受けることができないこと等である。

明治33年4月27日「産婆試験問題及採点法」<sup>28)</sup>の規程が出された。それによると、(ア)問題数は学説試験が8問、実地試験が2問となっている。(イ)学説試験は、1問の満点が10点で、各問で5点以上、8問の合点が40点以上を合格とする。(ウ)実地試験は1問の満点が10点で、各問で2.5点以上、2問の合計10点以上を合格とする、等規定されている。

又、翌34年3月15日付、県告示第76号を以て「福岡縣産婆養成所規則」を制定し、「本養成所ハ福岡病院内ニ設置ス」として、県で新産婆を養成することとなった。其の要旨は、(ア)入所資格は年齢18歳以上40歳以下、高等小学校卒業以上の学力を有する品行方正な者、卒業後3年間産婆となることが差し支えない者、郡市長の推薦を受けた者であること、(イ)養成期間は満一年であること、(ウ)修業期間は以下の科目、「正規妊娠分娩及其看護法」、「正規産褥経過及褥婦看護法」、「異常妊娠分娩及其取扱法」、「妊婦産褥婦ノ疾病」、「生兒ノ疾病」、「摸型演習」、「産科臨床講義」、「解

剖」、「生理」、「消毒法」を授業すること、(エ)修業中、授業に要する書籍器具を貸与し、且つ毎月手当として金貳円を支給すること等である。

福岡県は、養成所による新産婆養成のとりかかりは産婆規則制定後であり、明治31年末の県内産婆数2052人のうち、内務省免許を持つ者はわずか30人にしかすぎなかった。<sup>29)</sup>そのため、地域の衛生維持の上でも新産婆養成は急務とされ、県内の各郡区から1～3名、推薦を受けた生徒が入所している。明治34年4月入所者の第1回生は50名で、佐賀県出身の1名を除いては皆福岡県出身であった。明治35年第2回生50名(うち山口県出身は1名、他は福岡県出身)、明治36年第3回生51名(うち佐賀県出身1名、山口県出身は2名、他は福岡県出身)、明治37年第4回生47名(うち朝鮮出身1名、佐賀県出身1名、熊本県出身1名、他は福岡県出身)、明治38年第5回生41名(うち佐賀県出身1名、他は福岡県出身)、明治39年第6回生40名(福岡県出身者のみ)の入所生を見たが、合計279名でこの養成所は県費不足のため廃止されている。入所者の年齢区分であるが、養成所規則では「18歳以上40歳以下」とあるのに対し、実際に入所した279名の年齢は「15歳から36歳」であり、18,19,20歳が最も多く、16歳から23歳の者が80%以上であった。<sup>30)</sup>この後、明治40年からは「私立福岡産婆養成所」として当時警察医であった麻生貞に委任経営の形で引き継がれている。<sup>31)</sup>

#### 4. 明治期の福岡県に於ける産婆開業者数

(表3)

福岡県の産婆に関する衛生統計は、先に述べたように明治16年から記録に残っているが、初期の頃は内訳の仕分けに混乱が見られている。明治18(1885)年県登録産婆総数は、1468名であった。当時の福岡県の人口は1,141,000人<sup>32)</sup>であり、人口十万当たりの産婆

表3 産婆現在数調査 明治29年～昭和1年末（12月31日現在数）

	本免状	仮免状			総数
16	1,318	—			1,318
17	1,345	—			1,345
18	—	1,468			1,468
19	1	1,507			1,508
20	1	1,804			1,805
21	1	1,831			1,832
	内務省免許	本縣免許			
22	1	1,810			1,811
23	4	1,860			1,864
24	5	2,006			2,011
25	5	1,964			1,969
26	8	2,038			2,046
27	8	2,054			2,062
28	10	2,071			2,081
明治 29	12	2,008			2,020
30	16	1,989			2,005
31	30	2,022			2,052
32	記録なし				
33	記録なし				
	試験及第	従来			
34	69	1,329			1,398
	内務省免許	府県免許	従来		
35	69	39	1,261		1,369
36	37	132	1,231		1,400
37	36	180	1,185		1,401
38	37	240	1,144		1,421
39	36	292	1,104		1,432
	内務省免許	府県免許	従来免許	現地許可	
40	41	337	1,060	2	1,440
41	41	371	987	4	1,403
42	39	404	953	6	1,402
	内務省免許	試験合格	従来免許	現地免許	
43	37	461	880	7	1,385
	指定学校 講習所卒	試験及第	従来開業	現地免許	
大正 44	0	532	931	5	1,468
1	0	597	857	7	1,461
3	0	807	795	2	1,604
5	5	1,057	700	1	1,763
7	16	1,210	549	1	1,776
10	24	1,449	388	0	1,861
昭和 1	52	1,913	255	0	2,220

福岡県衛生統計（県立図書館蔵）より作成

数は128.7人であった。明治32年の産婆規則により、正式には1ヵ年以上の産婆の学術を

修業したものでなければ産婆試験を受けることができなくなったため、福岡県の産婆開業

者は減少の傾向となっている。明治31年末の産婆総数は2052名であったが、明治32,33年は規則が変わってしまったので記録がなく、明治34年末では総数1398名となっている。産婆の種類の内訳の表わし方も年代と共に変化してきている。新産婆の割合が従来開業の割合と同じくらいになる大正3年くらいまでは、1400名前後で推移している。新産婆の出現とともに従来開業の産婆がしだいに閉業していったものと思われる。

平成14(2002)年の福岡県の助産師数は937人、人口は5,040,000人であり、人口十万当たりの助産師数は、18.6人で、ほとんどが施設で働いている。当時の出生率は現在の約3倍あり、ほとんどが自宅分娩であったこともあるが、産婆は地域のあちこちで住民に身近なところに根付いていたと思われる。専門的知識や技術を十分学んでいた産婆は少なかったので、安全性の面では問題も多かったと思われるが、地域の育児力(母性を支え育む)という点から見ると、現在より豊かだったとも言えよう。

#### まとめ

福岡県は、養成所による新産婆養成のとりかかりは産婆規則制定後であり、明治31年末の県内産婆数2052人のうち、内務省免許を持つ者はわずか30人にしかすぎなかった。そのため、地域の衛生維持の上でも新産婆養成は急務とされ、明治34年、県立産婆養成所が開所され、県内の各郡区から1～3名の推薦を受けた生徒に、1年課程の養成が行われた。

福岡県の人口十万あたりの助産師数は、平成14年は18.6人であるが、明治18年には128.7人もいて、地域のあちこちで住民に身近なところで根付いていた。

#### おわりに

助産師制度の萌芽期である明治時代に焦点をあて、福岡県に於ける産婆教育の実態を、産婆に関する県令や産婆数の変遷からその実像に迫ることを試みた。近代以前、以後を通して産婆のあり方を眺めてみると、現在の助産師職そのものの意義を改めて考えさせられた。女性の大役である出産に臨み、子育てを始める母親や女性達、また家族に生涯にわたって寄り添い、親子の成長発達を見守っていく助産師は、医療的には専門家であると同時に、心理的には身近な専門家らしくない存在でいるべきではないかと考えた。現在の助産師は、ほとんどが施設の中で働いており、地域の中では全く見えない存在になってしまったといわれる。そのせいか、助産師という職業を知らない若い人々もいると聞く。また、出産の現場でも近代化が進み、分娩も産婦人科医による介助が多くなった今日、助産師不要論さえ唱えられる現状もあるが、母性を支え育む助産師は、地域でもっと見える存在となり、専門知識・技術を生かして、多くの女性達の力になる働きをしなければならないと考える。

なお、本論文は、2000年度九州大学大学院人間環境学研究院修士論文の一部を加筆、修正したものである。

#### 註

- 1) 柳田国男：「産婆を意味する方言」、雑誌『民族』、三巻一号、1927 『定本柳田国男集』、第15巻所収
- 2) 鎌田久子：「産婆—その巫女的性格について—」、『成城文芸』、第42号、1961、p 49-51
- 3) 江戸時代に於いては医師の資格や業務についても国家的規制はなく、医師一般の

資質,学識,技能も概して低い水準にあった。(厚生省医務局編:医制百年史資料編,ぎょうせい,p61,1976)

- 4) 醫學振興ニ關シ布達ス「醫師ノ儀ハ人ノ性命ニ關係シ實ニ不容易職ニ候然ルニ近世不學不術之徒猥リニ方藥ヲ弄シ生命ヲ誤リ候者往々不少哉ニ相聞大ニ聖朝仁慈之御旨趣ニ相背キ甚以テ不相濟事ニ候今般醫學所御取建ニ相成候ニ付テハ屹度規則相立學ノ成否術ノ工拙ヲ篤ト試考シ免許有之候ナラデハ其業ヲ行フ事不相成様被遊度思食ニ候條於府縣藩兼而此旨心得治下醫業ノ徒へ改而申聞置各其覺悟ヲ以益學術ヲ研究可致旨布令有之様被仰出候事」  
(中野操:日本医事大年表,K.K思文閣1942初版1972増補版)
- 5) 近来産婆之者共売薬之世話又ハ墮胎之取扱等致シ候者有之由相聞へ以之外之事ニ候元来産婆ハ人之生命ニモ相拘不容易職業ニ付仮令衆人之頼ヲ受無余儀次第有之候共決テ右等之取扱致間敷筈ニ候以来万一右様之所業於有之ハ御取糺之上屹度御咎可有之 候間為心得兼テ相達候事(看護六法,平成14年版,新日本法規,p777)
- 6) 「医制」第五十条 産婆ハ四十歳以上ニシテ婦人小兒ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科医ヨリ出ス所ノ実験証書産科医ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル旨ヲ檢シ免状ヲ与フ  
(当分)従来營業ノ産婆ハ其ノ履歷ヲ質シ仮免状ヲ授ク但シ産婆ノ謝料モ第四十一条ニ同シ  
医制発行後凡十年ノ間ニ産婆營業ヲ請フ者ハ産科医或ハ内外科医ヨリ出ス所ノ実験証書本条ニ同シヲ檢シテ免状ヲ授ク若シ一地方ニ於テ産婆ノ業ヲ営ム者ナキトキハ実験証書ヲ所持セサル者ト雖モ医務取締ノ見計ヲ以テ仮免状ヲ授クルコトアルヘシ  
第五十一条 産婆ハ産科医或ハ内外科医ノ差圖ヲ受クルニアラサレハ妄ニ手下ラスヘカラス然レトモ事實急迫ニシテ医ヲ請フノ暇ナキトキハ

躬ラ之ヲ行フコトアルヘシ但シ産科器械ヲ用フルヲ禁ス且ツ此時ハ第四十九条ノ規則ニ從ヒ其産婆ヨリ医務取締ニ届クヘシ

第五十二条 産婆ハ方藥ヲ与フルヲ許サス(看護六法,平成14年版,新日本法規,p809)

- 7) 緒方正清:日本婦人科学史,科学書院,1914(大正3)1980復刻
- 8) 酒井シヅ:日本の医療史,東京書籍,p583,1982(昭和57年)
- 9) 緒方正清:前掲書5),日本産科婦人科学史年表p26
- 10) 高橋みや子:宮城県の明治期における助産婦教育制度確立の過程-第1報:明治初期における山崎富子の業績-,東海大学短期大学紀要,1979(昭和54年)
- 11) 北村笑子ほか:京都における助産婦(産婆)教育のはじまり,看護教育30(3),p150~153には,明治8年に助産婦(産婆)教育がなされていたことを紹介しているが,この場合京都府知事の努力により組織せられた産婆会での月1回の市内各小学校に於ける講習のことをさしており,病院内で行われた新産婆養成のための体系的な教育とは少し性格が異なるので,筆者は産婆教育の本格的開始(新産婆養成開始)は明治9年と考えている。
- 12) 菅谷章:日本医療制度史,原書房,p297,1976(昭和51年)
- 13) 産婆規則 勅令第三百四十五号(官報 七月十九日) 抜粋
- 朕 樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ産婆規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名御璽 明治三十二年七月十八日  
内務大臣侯爵西郷従道
- 第一條 産婆試験ニ合格シ年齢満二十歳以上ノ女子ニシテ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ非サレハ産婆ノ業ヲ営ムコトヲ得ス
- 第二條 産婆試験ハ地方長官之ヲ挙行ス

第三條 一箇年以上産婆ノ学術ヲ修業シタル者ニ非サレハ産婆試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 産婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス  
産婆名簿ニ登録ヲ受ケントスル者ハ産婆試験合格書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ツヘシ

産婆名簿ノ登録事項ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ツヘシ産婆名簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第七條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生児ニ異常アリト認ムルトキハ医師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ処置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時救急ノ手当ハ此ノ限リニ在ラス

第八條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生児ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用キ藥品ヲ投與シ又ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス但シ消毒ヲ行ヒ臍帯ヲ切り灌腸ヲ施スノ類ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケサル者ニ妊婦産婦褥婦又ハ胎児生児ノ取扱ヲ専任スコトヲ得ス

第十四條 産婆ニシテ三箇年其ノ業ヲ營マサルトキ又ハ瘋癲白痴不具廢疾ト爲リ其業ヲ營ムニ認ムルトキハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十八條 本令施行以前内務省又は地方廳ヨリ産婆ノ免状又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ本令施行後六箇月以内ニ地方長官ニ願出テ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地方ニ限リ當分ノ内出願者ノ履歴ニ依リ業務ノ地域及五箇年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準シ本令ヲ適用ス但シ産婆名簿ニ登録スル限ニ在ラス

14) 伊藤隆子: 助産婦の歴史-産婆から助産婦へ-, 看護MOOK, No.21, p 225, 1986

15) 菅谷章: 前掲書10), p 302

16) 緒方正清: 日本産科学史, 科学書院,

1918(大正7年)1980復刻, p 1715~1721

17) 麻生徹男編: 福岡産婆養成所, 石風社, 1987,に実在していたことが明記されている。

18) 大川由美: 昭和史の中の産婆学校-福岡産婆養成所四十六年の歩み-, 日本女子社会教育会, p 3, 1992に明記されている。

19) 福岡日日新聞: 明治41年3月14日記事に「當市の開業医林為次郎氏は,内務省産婆開業試験及び一般患者を看護する方法其他病院開業醫等の介補者として適當なる学科を教習せしむる目的を以て福岡天神丁に於て福岡産婆看護学校教習所なるものを設立せん計画にて目下準備中の由なるが其教習期間は前後二期に分ち満八カ月を以て卒業する由 入学試験程度は読書, 作文, 書取, 算術, 既往経歴等に依り高等小学校卒業者は體格のみ検査し入学を許可する由 其年齢は十五年以上滿四十年以下にして家事に係累を有ぜざるものに限る」とある。

20) 緒方正清: 前掲書13) p 1721に, 明記されている。

21) 明治45年「私立産婆学校講習所規定規則」による学校, 養成所の指定要件としては, (イ)生徒の定員に対し相當な教授用建物, 器具, 器械, 及び妊婦を入院せしむべき産室の設備があること, (ロ)入学資格は高等小学校卒業若しくは高等女学校二年以上の課程を修業し又はこれと同等以上の学力を有すること, (ハ)修業年限は学説、実習を通じて二年以上であること, (ニ)主要なる学科は一年以上として産科診療に従事した医師をして担当させること, (ホ)生徒一人につき在学中5回以上臨産実験を行わせる成算があり, 内三回以上は入院妊婦であること, (ヘ)以上の事項に適合し, 一年以上経過した事

- 等を規定している。(看護六法, 平成14年版, 新日本法規, p777)
- 22) 古賀省三編: 福岡県警察史明治年代編, 昭和17年警察協会福岡支部発行, p250
- 23) 厚生省医務局編: 衛生統計からみた医制百年の歩み, p9, 医制百年史付録, 昭和51年
- 24) 福岡県衛生課編纂: 『産婆手引草』, 福岡市総合図書館所蔵, 序文は明治18年内務省衛生局長であった長与専齋と衛生行政に当時尽力していた後藤新平が書いている。図が豊富でかなり詳しい産科教科書である。
- 25) 蒲原宏: 新潟県助産婦看護婦保健婦史, p22~23, 旭光社, 1967
- 25) 蒲原宏: 前掲書25), p28~36
- 27) 蒲原宏: 前掲書25), p61~74
- 28) 産婆試験問題及採点法」(明治卅三年四月廿七日)

第一條 試験問題數ヲ定ムルコト左ノ如シ

學説試験問題數

- 第一 正規妊娠分娩及其取扱法 二問
- 第二 正規産褥ノ経過及褥婦生兒看護法 二問
- 第三 異常ノ妊娠分娩及其取扱法 二問
- 第四 妊婦産婦褥婦生兒ノ疾病消毒ノ方法及産婆心得 二問

實地試験問題數

- 第一 實地試験若ハ模型試験 二問

第二條 試験問題及評点ハ試験委員之ヲ撰定ス

第三條 各科試験ノ成績ヲ評定スルコト左ノ如シ

學説試験ハ一問ノ満点ヲ拾点トシ毎頂点數五點以上ヲ得而シテ各項ノ点數ヲ合算シ其全点數四拾點以上ヲ得タルモノヲ合格トス

實地試験ハ一問ノ満点ヲ拾点トシ一問ノ点數二點半以上ニシテ其合点數拾點以上ヲ得タルモノヲ合格トス

受験人心得

第一條 受験人ハ受験中試験委員ノ指揮命令ニ服從スベシ

第二條 試験場ニ於テ私話笑談喫煙スベカラズ

第三條 他人ノ筆記答按ヲ視見スベカラズ

第四條 試験場ヲ出入スルトキハ試験委員ノ許可ヲ受クベシ

第五條 書籍ヲ携帯シテ試験場内ニ入ルベカラズ但特ニ許可ヲ得タルモノハ此限リニアラズ

第六條 試験場ニ於テ受験者不都合ノ所爲アルト認ムルトキハ直ニ退場ヲ命ズルコトアルベシ

(福岡県立図書館所蔵: 官民必携

福岡縣衛生法規全書, 明治34年発行)

29) 福岡縣衛生統計: 県立図書館所蔵

30) 麻生徹男編: 福岡産婆養成所, p209~211, 石風社, 昭和62年(1986)

31) 麻生徹男編: 前掲書30), p243

32) 福岡縣衛生統計: 県立図書館所蔵